

エコアクション21

# 環境活動レポート

(平成29年度版)

運用期間：平成29年4月～平成30年3月



福岡県弁護士会北九州部会  
平成30年5月25日発行

# 環境方針

## 基本理念

人類は、限りある資源を大量に使用し、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムによって、自然環境を破壊してきました。しかし、資源を使い果たすのではなく、現代の世代が将来の世代の利益や要求を充足する能力を損なわない範囲内で環境を利用し、要求を満たしていく社会（持続可能な社会）へと方向転換をしつつあります。

現在、かけがえのない地球環境を保全し、環境影響の低い持続可能な社会を構築しようとする市民の意識は強まり、今まさに、温室効果ガス排出量削減など環境保全活動が世界的な流れとして定着しつつあります。

当部会は、地球環境の保全が人類共通の最重要課題の一つであることを認識し、環境負荷の低減、環境保全のため、外部に対する活動を継続し、当会の会務、会館の運営等にあたっては、以下の行動指針にしたがって環境保全の活動に取り組みます。

## 行動指針

環境経営システムを構築・運用し、環境関連法規等を遵守するとともに、環境負荷の低減に取り組みます。以下の行動指針に基づき、環境目標及び活動計画を定め、定期的な見直しを行い継続性のある活動を展開します。

- 1 二酸化炭素の排出量の削減  
節電を励行するとともに、各事務における効率的なエネルギー使用を推進します。
- 2 廃棄物の削減  
分別を徹底してリサイクル率を向上します。  
書類の電子化を推進するなど、紙使用量の削減を図ります。
- 3 水使用量の削減  
節水に努め、水使用量を削減します。
- 4 環境に配慮した商品等の購入  
環境に配慮した商品・サービスの採用・グリーン購入に努めます。
- 5 事業活動に関連する環境関連法規や条例等を遵守します。
- 6 環境問題に関する提言・啓発活動に取り組みます。
- 7 この環境方針は、部会員及び従業員全員に周知するとともに、研修や教育を行い全部会員及び従業員の環境保全に向けた意識の向上に努めます。
- 8 この環境方針は、広く一般に公表します。

平成 26 年 10 月 1 日制定

平成 30 年 4 月 1 日確認

福岡県弁護士会北九州部会

部会長 高橋 直人

## 1. 事業の概要

1) 事業所名 福岡県弁護士会北九州部会

代表者名 部会長 高橋 直人

2) 所在地

北九州弁護士会館 福岡県北九州市小倉北区金田1丁目4番2号

魚町法律相談センター 福岡県北九州市小倉北区魚町一丁目4番21号5階

折尾法律相談センター 福岡県北九州市八幡西区折尾4丁目6番16号(折尾YSビル  
2階)

豊前法律相談センター 福岡県豊前市大字八屋2013-2

3) 環境管理責任者

環境管理責任者 中藤 寛

環境管理担当者 部会事務局 梶原英美子(平成28年4月1日当時は、原森真紀)

連絡先 電話093-561-0360

FAX093-582-0410

4) 事業内容

弁護士及び弁護士法人の指導, 連絡及び監督に関する事務(弁護士法31条)

法律相談サービスの提供

5) 事業規模

	北九州弁護士 会館	魚町法律相談セ ンター	折尾法律相談 センター	豊前法律相談 センター
従業員数	5名	3名	1名	1名
延床面積	1095.35 m <sup>2</sup>	26.07 m <sup>2</sup>	44.25 m <sup>2</sup>	39 m <sup>2</sup>

6) 事業年度 4月1日~3月31日

7) 認証・登録の対象範囲(組織・活動)

福岡県弁護士会北九州部会の, 北九州弁護士会館, 魚町法律相談センター, 折尾法律相談センター及び豊前法律相談センター

## 2. 当年度及び中長期環境目標

環境目標	単位	平成 24 年 度 (基準年 度)	平成 26 年 10 ～12 月目標 (運用期間)	平成 26 年度目標	平成 27 年度目標	平成 28 年度目標	平成 29 年度目標
二酸化炭 素排出量 の削減	Kg - CO2	51,464	12,608 以下 (2%)	50,435 以 下 (2%)	49,406 以 下 (4%)	48,891 以 下 (5%)	48,376 以 下 (6%)
電力 使用 量 の 削減	kWh	84,093	20,602 以下 (2%)	82,411 以 下 (2%)	80,729 以 下 (4%)	79,888 以 下 (5%)	79,047 以 下 (6%)
廃棄物総 排出量の 削減	kg	1700	403 以下 (5%)	1615 以 下 (5%)	1530 以 下 (10%)	1445 以 下 (15%)	1,360 以 下 (20%)
水使用量 の削減	m <sup>3</sup>	152	37 以下 (1%)	150 以下 (1%)	148 以下 (2%)	147 以下 (3%)	147 以下 (3%)
グリーン 購入の推 進 (事務用 品)	新たに 購入を 開始し た環境 ラベル 商品の 種類	0	1	2	3	4	5
環境問題 に関する 提言・啓 発活動	会員・一 般市民 を対象 とした 提言・啓 発活動 の回数	0	1	1	2	3	4

※環境目標策定における電力の二酸化炭素実排出係数は、九電の平成 24 年度の排出係数 0.6  
12 (kg-CO2/kwh) を用いた。

### 3. 当年度の主要な環境活動計画

#### 3-1 二酸化炭素排出量の削減

##### (1) 電力使用量の削減

- ①エアコンの設定温度を決めた上で（夏季28度，冬季22度），事務局と連携を取り実行する。エアコンの利用が不要と考えられる時期には、原則、エアコンを運転停止とすることを検討する。
  - ②夜間・休日・長時間席を離れる時は、PC・プリンター等の主電源を切る。
  - ③エレベーターの使用を控え、階段を使用するよう努める。
  - ④使用していない部屋の電気を切る。
  - ⑤電力使用量削減の注意喚起のラベル貼り（具体的な行動の要請を意識したもの）。
  - ⑥弁護士会館の照明LED化範囲の拡大。
  - ⑦特定電気事業者からの電力購入継続。
  - ⑧弁護士会館の窓の遮熱フィルム・断熱フィルム導入を検討する。
- ※(1)(2)(4)(5)は、各法律相談センターにおいても同様に活動する。

##### (2) 一般ゴミの削減

- ①両面・集約コピー，裏紙活用，文書の簡素化等によって，より一層の紙使用量の削減に努める。特に，再生紙利用についてはさらなる利用を促す。
  - ②打ち合わせ・会議においてホワイトボードやプロジェクターの利用により，ペーパーレス化に努める。
  - ③使い捨て製品（紙コップ，使い捨て容器入りの弁当等）の使用や購入を抑制する。
  - ④詰め替え可能な製品の利用や備品の修理等により，製品等の長期使用を推進する。
  - ⑤さらなる一般ごみ削減のため，一般ごみの中で高い割合を占める弁護士会業務関連文書の古紙利用を各委員会に促し，運用を確認する。
  - ⑥紙を利用している連絡・周知事項について，電子媒体で代替できるものがないか，弁護士会事務局との内部コミュニケーションを通じて検討・確認する。
  - ⑦多くの紙資源を消費している弁護士会内広報物についても，紙媒体での配布の必要性等を検討する
- ※上記(1)～(4)は各法律相談センターにおいても行う。

##### (3) 節水活動

- ①水を出しっぱなしにしない。
- ②節水活動の注意喚起のラベル貼り。
- ③②の徹底。
- ④節水コマの取付けを積極的に検討する。

##### (4) 環境ラベル商品の購入

- ①日常的に大量消費する事務用品5種類を環境ラベル商品へ切り替える。
- ※各法律相談センターにおいても，切り替えた環境ラベル商品を使用する。

(5) 部会員・一般市民への環境問題に対する意識の向上

①部会員等を対象にして、環境負荷の低減等をテーマとした広報活動を4回実施する。

(掲示物・メーリングリストによる情報提供)

②特定電気事業者(ミツウロコ)からの電力購入開始をHP上で引き続き一般市民に発信する。

#### 4. 目標の実績

##### H29.4 からH30.3 目標の実績

項目	単位	平成 24 年 度（基準 年）	平成 29 年 度 4 月～3 月 12 か 月の目標	平成 29 年 度 4 月～3 月 12 か 月の実績	目標の達成 率
二酸化炭素排出量の削減	Kg-CO <sub>2</sub>	51,464	48,376	35,982	134%
電力使用量の削減	kWh	84,093	79,047	72,254	109%
廃棄物の排出量削減	kg	1700	1,360	901	151%
水使用量の削減	m <sup>3</sup>	152	147	144	102%
グリーン化商品の購入推進	種類	0	5	5	100%
環境問題に関する提言・啓発活動	件	0	4	4	100%

※平成 24 年度（基準年）及び平成 29 年度 4 月～3 月の 12 ヶ月の目標における、電力の二酸化炭素排出係数は、九電の平成 24 年度の排出係数 0.612 (kg-CO<sub>2</sub>/kwh) を用いた。他方、当会は平成 28 年 1 月 1 日よりミツウロコからの電力購入を開始しており、これによる二酸化炭素排出量の削減の程度を正確に測るために、平成 29 年度 4 月～3 月の 12 ヶ月の実績においては、ミツウロコの H27 の排出係数 0.498 を用いた。

## 5. 環境活動計画の取り組み結果とその評価

### 5-1 二酸化炭素排出量の削減(電力使用量削減)

平成29年4月～平成30年3月(平成29年度)は数値目標を48,376kg-CO<sub>2</sub>以下としたが、実績は目標を約134%達成が出来た。この要因は、

- ① エアコンの設定温度の調整、パソコンの電源管理など、環境活動計画で定めた各種の取組を徹底したこと
- ② 平成28年1月1日より開始したミツウロコからの電力購入を、引き続き平成29年度も継続したこと

等が挙げられる。

なお、平成29年度の環境活動計画に挙げていた遮熱フィルム・断熱フィルムの導入については、昨年に引き続いて検討したものの費用対効果に乏しいと判断し、導入を見送った。

### 5-2 廃棄物の排出量削減

平成29年4月～平成30年3月(平成29年度)は数値目標を1360kg以下としたが、実績は901kgであり、約151%達成ができた。これは平成27年度以降、継続して、両面・集約コピーや裏紙活用、会議配布資料の削減、使い捨て製品の使用の抑制等より一層の紙資源の無駄遣いの防止に努めてきたこと、特に、会議配布資料等の電子化の取組を一層徹底したことが影響しているものと考えられる。

### 5-3 水使用量の削減

平成29年4月～平成30年3月(平成29年度)は数値目標を147m<sup>3</sup>以下としたが、実績は144m<sup>3</sup>であり、約102%達成ができた。

平成29年度における水使用量削減のための活動は、「水を出しっぱなしにしない」「節水活動の注意喚起のラベル貼り」といった弁護士会館利用者の節水意識を高めることに主眼を置き、その徹底を図ったものであった。その結果、平成28年度の実績においては、目標未達であったのに対して、平成29年度の実績においては、目標を達成することができた。

なお、平成29年度においては、数値目標を達成するため水使用量の削減を実現するため、これらの活動項目に加え、節水コマの取付けを積極的に検討した。

検討に当たっては、平成30年2月2日、設備メーカーを訪問の上、会館の節水コマの取付けの可否につき説明を受けた。

ただ、設備メーカーの説明では、部会会館の設備にあう節水コマはなく、水使用量の抑制のためには、洗面器具の取り替えを要するとのことであった。

そこで、洗面器具の取り替えを含めてさらに検討したが、費用対効果が乏しいため、導入を見送った。

### 5-4 グリーン化商品の購入推進

購入目標を5種類とし、実績も5種類であるため、100%達成ができた。これは平成28年度に引き続き、EA委員会が積極的にグリーン化商品の購入を主導したこと、内部コミュニケーションにて環境への配慮の必要性をより一層理解してもらえたことが要因となっていると考えられる。

#### 5-5 環境問題に関する提言・啓発活動

活動目標を4件とし、実績も4件であるため、100%達成ができた。EA21委員会において率先して部会員に対するクールビズ・ウォームビズに関する情報発信を行ったほか、特定電気事業者（ミツウロコ）からの電力購入開始など先進的な取り組みを積極的に行い、その実績や効果を外部に発表した。また、平成29年度においては、特定電気事業者（ミツウロコ）からの電力購入開始をHP上で実施している。さらに、福岡県弁護士会に対して、当会のエコアクション21の取組を具体的に紹介する等環境マネジメントシステム普及のための活動を行った。

### 6. 次年度の取り組み内容

平成29年度（成29年4月～平成30年3月）は、いずれの数値目標も達成できた。平成30年度における環境目標も引き続き従前の削減率を参考に環境目標を定め、同目標を実現するために積極的な取組を継続していく予定である。

### 7. 環境関連法規への違反、訴訟等の有無

環境関連法の遵守状況をチェックした結果違反はなかった。なお、関係当局より違反の指摘、利害関係者からの訴訟もこれまでに一切なかった。

### 8. 代表者による全体評価と見直しの結果

当会では、平成29年度も各自が役割に応じて環境活動計画を実行にうつし、環境への負荷の低減に努めた。その結果、平成29年度の環境目標・環境活動計画の達成状況は、すべての項目で目標値を上回る実績値となった。

平成28年1月1日から開始した特定電気事業者（ミツウロコ）からの電力購入により、今年度も、二酸化炭素排出量の大幅な削減とともに、電気代削減などの経済的メリットを享受できている。このように、環境経営システムは有効に機能している。

ただし、水使用量の削減については、数値目標を達成できたものの、目標値を僅かに上回るにとどまるため、次年度以降も予断を許さない状況にあるといえる。そこで、現在、トイレを節水能力の高いものに切替えることで水使用量の削減を図ることを検討しており、その他の環境負荷の削減についても、より洗練された取り組みを行いたい。

平成29年度も、EA委員会により部会事務局を対象として、EA21の制度説明、当会の環境方針及び環境活動計画の説明を随時行い、取組の徹底が促された。その結果、EA委員会と部会事務局との連携が強化され、環境活動計画の積極的な実行へとつながった。そして、前述

のとおり、平成29年度の環境目標・環境活動計画の達成状況は、すべての項目において目標値を上回る実績値となったことからすれば、環境への取り組みは適切に実施されているものと評価できる。

## 9. その他環境保全活動

### 宗像大島訪問・調査

原野が島全体（周囲15km）の大半を占め、無霜地帯という特殊な地勢を有する宗像大島を訪問した。訪問時に、EA21委員会において、自然環境保全、生物多様性、エコツーリズムの促進による環境保全について検討するとともに、平成29年度の目標の達成に向けて協議し、EA21委員会内部におけるコミュニケーションを図った。

今後、同島において学びえた知見を通じて、環境問題に関する提言・啓発活動を含めたEA21委員会の活動に生かすこととする。



以上